

# 議会運営委員会日程

令和3年3月18日（木）  
午前10時 502会議室

## 日程第1 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第1号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議員提出議案第2号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 日程第2 修正案、予算及び補正予算の組替え動議について

- (1) 「議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案
- (2) 「議案第29号 令和3年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議
- (3) 「議案第80号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」の組替えを求める動議

## 日程第3 意見書案について

- (1) 意見書案第1号 預託法等の改正及び執行の強化等を求める意見書
- (2) 意見書案第2号 生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書

## 日程第4 3月19日（金）の本会議の運営について

【別紙「3月19日（金）の本会議の議事要領」による】

## 日程第5 その他

議員提出議案第1号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

## 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とし、第7項を第3項とする。

第4条を削る。

第5条中「乳幼児等に係る」及びただし書を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「、次項の場合を除き」、「（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）」、「。次項において同じ」及び「（次項において「控除後の額」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「乳幼児等（その保護者が第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第9条において同じ。）に係る」を削り、同条第3項を削り、同条を第6条とする。

第8条第1項及び第2項中「から第3項まで」を「又は第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「乳幼児等に係る」を削り、「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「乳幼児等に係る」を削り、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

通院医療費の助成対象となる年齢を引き上げ、助成の方法を変更し、並びに保護者の所得の制限及び一部負担金を廃止するため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第2号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

## 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「一般被保険者」の次に「（年齢19歳未満の者を除く。第20条第3項において同じ。）」を加える。

第15条第3項中「退職被保険者等」の次に「（年齢19歳未満の者を除く。第21条第3項において同じ。）」を加える。

第30条第1項中「合算額」の次に「から10,000円（当該合算額が10,000円に満たない場合は、当該合算額）を控除した金額」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

19歳未満の者に係る被保険者均等割額を賦課しないこと及び保険料の納付額から10,000円を控除することとするため、この条例を制定するものである。

「議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び川崎市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎



「議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

「議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の全部を次のように改正する。

#### 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第7号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号イ及び第9号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「111, 840円」を「115, 335円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「118, 830円」を「122, 325円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「132, 810円」を「139, 800円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第13号中「146, 790円」を「153, 780円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第15号イ」を加え、同項第14号中「160, 770円」を「195, 720円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号の次に次の2号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 167, 760円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 181, 740円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第3

9条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）  
第8条第2項から4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

第12条第4項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に改める。

附則第43項を附則第46項とし、附則第42項の次に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

43 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」と、「する。以下同じ。）をいい」とあるのは「し」とする。

44 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

45 第43項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

令和3年度から令和5年度までの保険料率を改めるため、この条例を制定するものである。

「議案第29号 令和3年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

「議案第 29 号 令和 3 年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

「議案第 29 号 令和 3 年度川崎市一般会計予算」、「議案第 30 号 令和 3 年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第 32 号 令和 3 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第 36 号 令和 3 年度川崎市介護保険事業特別会計予算」、「議案第 37 号 令和 3 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第 41 号 令和 3 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第 44 号 令和 3 年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第 45 号 令和 3 年度川崎市水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

## 1 組替えを求める理由

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国民生活と経済は先行きの見えない厳しい状況に陥っている。川崎市では、今年1月に即応病床の使用率が90%を超え、救急搬送についても受け入れ先が決まらず自宅待機を余儀なくされる状況があった。病床を増やし、医師、看護師を確保する財政支援が必要である。また、市民の事業や雇用、生活を守る措置を講じ、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて感染拡大防止と医療崩壊阻止に全力を傾ける必要がある。

2020年10月から12月期までの国内総生産（GDP）の速報値は、前期に続きプラスにはなつたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で記録的な落ち込みから抜け出せず、年間の成長率はリーマン・ショック直後の2009年以来のマイナスとなるなど、コロナ禍による日本経済の苦境が続いている。雇用をめぐる環境も厳しさを増しており、新型コロナウイルス感染症による解雇、雇い止めは厚生労働省が把握しているだけで現在9万3千人を超え、実態はさらに多いとみられる。中小業者は消費税の2度にわたる増税で消費不況に陥っていたところに新型コロナウイルス感染症が大きなダメージを与え、十分な補償もないまま休業要請、時短営業による景気低迷で、三重四重の打撃を被っている。

また、コロナ禍で、子育て世代の貧困の度合いは悪化しており、年間就労収入は母子家庭では平均200万円で、母子家庭の母親を含む、非正規雇用の女性がより深刻な状況に陥っている。社会保障制度は改悪され、高齢化に伴う自然増さえ2021年度予算案では1,300億円も削減している。年金も4年ぶりに0.1%のマイナス改定となる予定である。

川崎市においても、市内の雇用者数は2017年度の調査で77万9千人と5年間で約10万人増えているものの、非正規労働者が増大していることなどから、年収300万円未満は約3万2千人増えて、市内労働者の約43%に上り、一方で年収1,500万円以上は約2倍となっており、貧困と格差が広がっている。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案は、市民の福祉や暮らし、市内中小企業への支援、雇用対策など極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急な大規模事業への予算は大幅に増えており、市民にとって必要のない臨港道路東扇島水江町線整備に約73億円、コンテナターミナル整備事業に約20億円、東扇島堀込部土地造成事業に約7億円など臨海部に係るものとして約120億円といった多額の予算が計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により2021年度予算案の再提出を求めるものである。

## 2 組替えの基本方針

- (1) 新型コロナ対策として、現在、神奈川モデル協力医療機関として認定を受けている市内の医療機関に直接的な財政支援を行う。また、高齢者入所施設の介護現場では、直接的な身体接触が必要となる上、クラスターが発生しやすい状況があり感染を予防するためにも、介護従事者への定期的なPCR検査を行う。
- (2) 子育て世代の賃金・経済状況が悪化する中で、共働きをしなければ生活できない世帯が急増しており、保育園の利用申請率が就学前児童の約4割に上っているなど、かつてない勢いで保育園ニーズが高まっていることから認可保育園の緊急増設を行う。私立幼稚園の入園料について補助制度を創設する。小児医療費助成制度の通院の所得制限と一部負担金を撤廃し、中学生まで拡充する。一人ひとりの子どもに目が行き届き、学習・生活指導などあらゆる面から教育条件を改善する有効策として、少人数学級を小学3年生から中学1年生まで実現する。
- (3) 高齢者に増税・負担が集中している状況下で、介護保険料を第7期の額に戻す。安心して介護を受けられるよう、介護援助手当を復活、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人福祉施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行う。敬老祝金・長寿夫妻記念品を復活する。削減した障害者支援施設等運営費の市単独定率加算を復活する。非課税世帯などの低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。
- (4) 貧困と格差が拡大している状況下で、国民健康保険料の年1万円減額、及び19歳未満の子どもの均等割りの免除、被保護世帯への上下水道料金の減免及び入浴援護事業の復活により、低所得世帯への生活応援を図る。とりわけ、「子どもの貧困」が深刻化する中で、小・中学校の自然教室の食事代補助、生活保護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金・就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、補助範囲をPTA会費、生徒会費、体育実技用具費等にも拡充する。市立定時制高校の夜食代補助を復活する。
- (5) 中小企業活性化条例の施行にふさわしく、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助制度創設で中小・零細企業者を直接下支えする。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。雇用を巡る環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡

大を図る。

- (6) 防災対策の第一の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、助成対象件数を増やす。
- (7) 国際コンテナ戦略港湾関連や、臨海部の基盤整備等への投資、臨港道路東扇島水江町線及び羽田連絡道路など市民生活にとって必要性が示されない2本の橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

### 3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れ、取崩しなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約131億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

#### (1) 歳入予算等の組替え

ア 国際コンテナ戦略港湾関連事業（東扇島コンテナターミナル整備、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度等）の中止（市債発行約7億円の抑制など：事業費約19億5,131万円）

イ 東扇島掘込部土地造成事業の中止（事業費約6億9,507万円）

ウ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止（一般財源約75万円、市債発行約60億5,700万円の抑制など：事業費約72億9,197万円）

エ 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備の中止（臨海部活性化推進事業、国際戦略拠点地区整備推進事業）（一般財源約4億6,177万円、市債発行約2億4,500万円の抑制など：事業費約9億3,829万円）

オ 羽田連絡道路整備事業の中止（一般財源約3,863万円、市債発行約3,600万円の抑制など：事業費約8,921万円）

カ 先端産業立地促進事業（イノベート川崎）の中止（一般財源約1億3,668万円、市債発行3,800万円の抑制：事業費約1億7,468万円）

キ 高速川崎縦貫道路関連事業（川崎縦貫道路整備事業、高速川崎縦貫道路409号新設改築等）の中止（一般財源約960万円、市債発行約2億8,900万円の抑制など：事業費約3億3,070万円）

ク 競輪施設等整備事業基金（約9億円）、競輪事業運営基金（約8.2億円）、港湾整備事業基金（約36.2億円）、土地開発基金（約9.2億円）、減債基金（約2408.6億円）等の当面使用する予定のない基金から借入れ、取崩し（約125億円）

#### (2) 歳出予算の組替え



- ア 神奈川モデル協力医療機関 1カ所当たり約 1 億円の支援金支給
- イ 高齢者入所施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症検査の実施
- ウ 介護保険料の基準月額保険料を第 7 期の額に減額
- エ 特別養護老人ホームの緊急増設
- オ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助
- カ 介護援助手当の復活
- キ 敬老祝金・長寿夫妻記念品の復活
- ク 障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の復活
- ケ 障がい者で低所得 1、2 の方の医療費の無料化
- コ 重度障害者等の入院時食事代補助の復活
- サ 被保護世帯への上下水道料金の基本料金減免の復活
- シ 被保護世帯入浴援護事業の復活
- ス 国民健康保険料について、1 世帯年額 1 万円減額
- セ 国民健康保険料について、19 歳未満の子どもの均等割の免除
- ソ 小児医療費助成の通院の所得制限と一部負担金を撤廃し、中学生まで無料化
- タ 認可保育園の緊急増設
- チ 私立幼稚園の入園料の補助
- ツ 少人数学級を小学 3 年生から中学 1 年生まで実施
- テ 小・中学校の就学援助費の復活（生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・社会見学費等）と拡充（PTA 会費、生徒会費、体育実技用具費等）
- ト 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活
- ナ 定時制高校夜食費の復活
- ニ 木造住宅の耐震補強工事への補助拡充
- ヌ 中小・零細企業への固定費（貸工場の家賃、機械のリース代等）の補助
- ネ 住宅リフォーム助成制度の創設

「議案第80号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」の組替えを求める  
動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者 川崎市議会議員 月本琢也

〃 吉沢章子

〃 重富達也

「議案第 80 号 令和 2 年度川崎市一般会計補正予算」の組替えを求める  
動議

「議案第 80 号 令和 2 年度川崎市一般会計補正予算」について、市長は別紙要  
領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

## 1 組替えを求める理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な課題を背負った一年を過ごしてきた中、令和2年4月の緊急経済対策で発表された「川崎じもと応援券」事業について、提案時の臨時会、その後の定例会において、市議会の中でも様々な議論が進められてきた。

本年2月16日に発表された緊急経済対策の中で突如現れたのが「川崎じもと応援券第2弾」であり、その後、補正予算として提案された内容を見ると、前回のものよりもプレミアム分が減少する中、事務費が増大するという奇妙な内容になっている。

そもそも、第1弾における運用に、販売方法や利用店舗への対応、度重なる期間延長の発表などの問題が生じている中で、利用店舗や商店会を始めとした地域経済団体の指摘事項や要望を無視した内容での第2弾の発表は理解しがたいものである。

また、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対策で交付されており、コロナ対策として必要な場所に必要な支援を進めていくべく、措置すべきであると考え、提案するものである。

そこで、15億2,135万円余の川崎じもと応援券推進事業費の内容を改め、必要な措置を進めていくべきと考える。

事業内容を改めるに当たり、地域経済団体から指摘のあった、少額単位での利用やキャッシュレス決済について考え、電子化を図り、事務費を改めることで、財源を確保するものである。

財源確保について、まずは、新型コロナウイルス感染症対策事業費として、ワクチン接種や変異株の出現による感染拡大のリスク等の課題がある中、突発的な事態に対応するための補正予算等の事務負担を所管局に課さないため、機動的かつ速やかに対応できるよう予算措置しておくべきである。

次に、病床確保策として、症状が改善した患者の転院先探しが難航しているため、下り搬送支援として、神奈川県補助制度の一病床十萬円の支援に加え、患者の入院日数に応じた支援を検討すべきである。

また、本年2月13日夜に発生した福島県沖地震において、福島県相馬市では速やかな避難所設置が行われ、その前提としてしっかりとしたコロナ対策がなされていた。報道等で見かけた避難所内のテント型パーテーションは、避難所における家族ごとのプライバシーを守るとともに、コロナ禍において感染拡大防止策でもあることが注目された。避難所内での設置も容易であり、アフターコロナの時代になっても有益なものである。そのため、市内避難所への速や

かな設置を検討すべきである。

私たちは、新型ウイルス感染症対策事業費、新型コロナウイルス感染症患者受入病床の拡充に向けた支援、避難所の感染症対策に絞って、次の組替えの内容により議案第80号 令和2年度一般会計補正予算の再提出を求めるものである。

## 2 組替えの内容

川崎じもと応援券推進事業費の見直しとともに、約3億5千万円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

### (1) 歳入予算の組替え

川崎じもと応援券推進事業の事務の見直し（事務費の抑制など：事業費約3億5千万円）

### (2) 歳出予算の組替え

ア 新型コロナウイルス感染症対策事業費の確保

イ 新型コロナウイルス感染症患者受入病床の拡充に向けた支援

ウ 避難所の感染症対策としてのテント型パーテーション等の購入

預託法等の改正及び執行の強化等を求める意見書

近年、デジタル化の進展などによるデジタルプラットフォームを活用した新たな消費者取引に係るサービス等が普及する一方、契約内容等を十分に理解していない消費者のぜい弱性につけ込む悪質な手口による被害の相談件数が増加している。

こうした状況を踏まえ、消費者庁が設置した特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会が取りまとめた報告書においては、特定の商品や施設利用権を一定期間預かり、利子などの財産上の利益を供与する預託等取引契約は、販売を伴う場合、消費者に甚大な財産被害を与えるおそれがあるため、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）により原則禁止とすべきであると明記された。

また、同報告書においては、商品販売に際し、定期購入であることを容易に認識できないように表示することや、契約の解約や解除を不当に妨害する詐欺的な定期購入商法について、特定商取引に関する法律（特定商取引法）による執行を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に不安を感じ、在宅時間が長くなった者に対し一方的に商品を送り付けた上で代金を請求する送り付け商法については、同法による規制の内容を周知することなどが必要であるとされた。

本市においても、消費者行政センターへの被害の相談件数は増加傾向にあることから、報告書の内容を踏まえた、早急な対応が必要である。

よって、国におかれては、悪質な商取引を未然に防ぎ、消費者の利益を保護するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 預託法及び特定商取引法の改正に向けた検討を早急に行うこと。
- 2 詐欺的な定期購入商法については、特定商取引法による執行を強化するなど適切な対処を図ること。
- 3 送り付け商法については、特定商取引法による規制内容の周知を図るとともに、報告書の内容を踏まえ、更なる制度的措置の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

法務大臣

消費者及び食品安全担当大臣

消費者庁長官

意見書案第2号

生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

## 生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書

コロナ禍の経済的影響で、国内の貧困が急拡大しているが、生活に困窮しているにもかかわらず、生活保護だけは受けたくないという忌避感を示し、その申請をためらう人は少なくない。

路上生活者等の生活困窮者の支援団体が行ったアンケート調査において、生活保護を利用していない理由として最も多かった回答は、家族に知られるのが嫌だからというもので、更に20代から50代の方に限定すると4割以上がその回答を選んでおり、扶養照会により親族に連絡が行くことが、生活困窮者が生活保護を利用する上での最大の阻害要因となっていることは明らかである。

首相は、本年1月に行われた衆議院本会議等において、扶養義務者の扶養が保護に優先して行われることは、生活保護制度の基本原則であり、扶養照会は必要な手続きであるという見解を示しており、更に、厚生労働省の通知においても、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること等としているが、扶養が保護に優先するとは、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うという意味に過ぎず、生活保護法においては扶養照会が不可欠とはされていない。

同省は、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合には扶養義務者に対する直接照会をしなくても良いとしているが、扶養照会を行うことを明確に禁止するものではなく、多くの自治体で扶養照会が原則のように行われている。

このような状況の中、世論の批判を受け、同省は本年2月26日、扶養照会の運用を見直し、各自治体に対し、扶養義務履行が期待できない者の例示を追加する通知を出したが、扶養照会を明確に禁止しているわけではなく、その対象も限定的である。

よって、国におかれては、国民に保障された権利である生活保護の申請をためらわずに行えるよう、速やかに厚生労働省通知を改正し、扶養照会を実施するのは、申請者が事前に承諾し、かつ、明らかに扶養義務の履行が期待できる場合に限る旨の通知を発出することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣



## 3月19日（金）の本会議の議事要領

1

日程第1	令和3年度施政方針		} 一括上程
日程第2	一般議案	61件	
日程第3	当初予算等	20件	
日程第4	報告	1件	
日程第5	請願	3件	

(1) 委員長報告（日程第2、第5の各案件）

総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順

（予算審査特別委員会の委員長報告は省略）

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 「議案第80号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」の組替えを求める動議

[提案説明、代表質疑]

「議案第29号 令和3年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

[提案説明、代表質疑]

(3) 「議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

[提案説明、代表質疑]

(4) 討 論（日程第2、第3、第5の各案件、予算及び補正予算の組替えを求める動議、修正案）

[日程第1の令和3年度施政方針、日程第4の報告に対するご意見などがあれば、併せて願います。発言は、今議会の発言順]

(5) 採 決

① 「議案第80号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」の組替えを求める動議を起立により採決

② 「議案第29号 令和3年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議を起立により採決

③ 日程第2の議案61件中、次の議案19件を除いた42件を起立により一括採決

議案第 2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 令和2年度川崎市一般会計補正予算

議案第59号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条

- 例の制定について
- 議案第 6 6 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 7 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 8 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 9 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 0 号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 2 号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 4 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 0 号 令和 2 年度川崎市一般会計補正予算
- ④ 議案第 1 4 号に対する宗田裕之議員ほか 1 0 人の議員から提出された修正案を起立により採決
- ⑤ 除いた議案 1 9 件中、議案第 2 号、第 1 2 号、第 1 4 号、第 1 6 号、第 5 9 号、第 6 0 号、第 6 1 号、第 6 2 号、第 6 5 号、第 6 6 号、第 6 7 号、第 6 8 号、第 6 9 号、第 7 0 号、第 7 2 号、第 7 4 号及び第 7 5 号の 1 7 件を起立により一括採決
- ⑥ 除いた議案第 4 8 号を起立により採決
- ⑦ 除いた議案第 8 0 号を起立により採決
- ⑧ 日程第 3 の当初予算等 2 0 件中、次の 9 件を除いた 1 1 件を起立により一括採決
- 議案第 2 9 号 令和 3 年度川崎市一般会計予算
- 議案第 3 0 号 令和 3 年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第 3 2 号 令和 3 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 4 号 令和 3 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 令和 3 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 3 7 号 令和 3 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 令和 3 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第 4 4 号 令和 3 年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第 4 5 号 令和 3 年度川崎市水道事業会計予算
- ⑨ 除いた議案 9 件中、議案第 2 9 号を起立により採決
- ⑩ 除いた議案第 3 0 号、第 3 2 号、第 3 4 号、第 3 6 号、第 3 7 号、第 4 1 号、第 4 4 号及び第 4 5 号の 8 件を起立により一括採決
- ⑪ 日程第 5 の請願 3 件中、請願第 2 2 号を起立により採決
- 請願第 2 2 号 「預託法等の改正及び執行強化を求める意見書の採択」に関する請願
- ⑫ 請願第 1 8 号を起立により採決
- 請願第 1 8 号 多摩区宿河原・堰地域にバス路線の新設を求める請願
- ⑬ 請願第 2 0 号を起立により採決
- 請願第 2 0 号 子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願

2

日程第6

議員提出議案第1号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに起立により採決〕

3

日程第7

議員提出議案第2号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに起立により採決〕

4

日程第8

意見書案第1号 預託法等の改正及び執行の強化等を求める意見書  
〔上程、書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決〕

意見書案第2号 生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書  
〔上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに起立により採決〕

5

日程第9 常任委員会委員の改選について

〔「常任委員会委員名簿一覧表」のとおり議長が指名〕

6

日程第10 議会運営委員会委員の選任について

〔議長の指名により選任〕

7

日程第11 大都市税財政制度調査特別委員会委員の選任について

〔議長の指名により選任〕

8

日程第12 請願・陳情

〔「請願陳情文書表（その2）」により各常任委員会へ付託の上、議会閉会中の継続審査を議決〕

9

日程第13 閉会中の継続審査及び調査について

〔「閉会中の継続審査及び調査の申し出一覧表」のとおり決することを議決〕

\*慣例により市長の挨拶

令和3年第1回川崎市議会定例会  
議事日程第4号

令和3年3月19日(金)  
午前10時開議

第 1

令和3年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 号 川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6 号 川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7 号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8 号 川崎市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 10号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 11号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 12号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 13号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 15号 川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 16号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 17号 テレワーク用パソコン等の取得について  
議案第 18号 包括外部監査契約の締結について  
議案第 19号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第 20号 塩浜3丁目地区内土地造成工事請負契約の変更について  
議案第 21号 麻生区における町区域の設定について  
議案第 22号 麻生区における住居表示の実施区域及び方法について  
議案第 23号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
議案第 24号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について  
議案第 25号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について  
議案第 26号 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの指定管理者の指定期間の変更について  
議案第 27号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第 28号 川崎市立小学校及び豊学校冷房化等事業の契約の変更について  
議案第 48号 令和2年度川崎市一般会計補正予算  
議案第 49号 令和2年度川崎市競輪事業特別会計補正予算  
議案第 50号 令和2年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算  
議案第 51号 令和2年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算  
議案第 52号 令和2年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算  
議案第 53号 令和2年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算  
議案第 54号 令和2年度川崎市下水道事業会計補正予算  
議案第 55号 令和2年度川崎市自動車運送事業会計補正予算  
議案第 56号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 57 号	川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 58 号	川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 59 号	川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 60 号	川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 61 号	川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 62 号	川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 63 号	川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 64 号	川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 65 号	川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 66 号	川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 67 号	川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 68 号	川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 69 号	川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 70 号	川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 71 号	川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 72 号	川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 73 号	川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 74 号	川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 75 号	川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 76 号	川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 77 号	川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 78 号	新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 79 号	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の指定管理者の指定期間の変更について
議案第 80 号	令和 2 年度川崎市一般会計補正予算

### 第 3

議案第 29 号	令和 3 年度川崎市一般会計予算
議案第 30 号	令和 3 年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第 31 号	令和 3 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

議案第 3 2 号	令和 3 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 3 3 号	令和 3 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 3 4 号	令和 3 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 3 5 号	令和 3 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第 3 6 号	令和 3 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 3 7 号	令和 3 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 3 8 号	令和 3 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 3 9 号	令和 3 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 4 0 号	令和 3 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 4 1 号	令和 3 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 4 2 号	令和 3 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 4 3 号	令和 3 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 4 4 号	令和 3 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 4 5 号	令和 3 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 4 6 号	令和 3 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 4 7 号	令和 3 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 8 1 号	令和 3 年度川崎市一般会計補正予算

#### 第 4

報告第 1 号 地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

#### 第 5

請願第 1 8 号 多摩区宿河原・堰地域にバス路線の新設を求める請願  
 請願第 2 0 号 子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願  
 請願第 2 2 号 「預託法等の改正及び執行強化を求める意見書の採択」に関する請願

#### 第 6

議員提出議案第 1 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

#### 第 7

議員提出議案第 2 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 第 8

意見書案第 1 号 預託法等の改正及び執行の強化等を求める意見書  
 意見書案第 2 号 生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書

#### 第 9

常任委員会委員の改選について

#### 第 1 0

議会運営委員会委員の選任について

#### 第 1 1

大都市税財政制度調査特別委員会委員の選任について

#### 第 1 2

請願・陳情

#### 第 1 3

閉会中の継続審査及び調査について

令和3年3月12日

川崎市議会議長  
山崎直史様

総務委員長  
河野ゆかり

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画局に関する部分）（原案可決）
- 議案第 2 号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第 3 号 川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第 17 号 テレワーク用パソコン等の取得について（原案可決）
- 議案第 18 号 包括外部監査契約の締結について（原案可決）
- 議案第 19 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について（同意）
- 議案第 25 号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について（同意）
- 議案第 48 号 令和2年度川崎市一般会計補正予算（原案可決）

議案第 49 号 令和 2 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第 50 号 令和 2 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第 80 号 令和 2 年度川崎市一般会計補正予算

(原案可決)



令和3年3月15日

川崎市議会議長

山崎直史様

文教委員長

木庭理香子

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 4号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第 6号 川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第 7号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第 21号 麻生区における町区域の設定について

（原案可決）

議案第 22号 麻生区における住居表示の実施区域及び方法について

（原案可決）

議案第 23号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について

（原案可決）

議案第 24号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について

（原案可決）

議案第 28号 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について

（原案可決）

議案第 5 1 号 令和 2 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算  
(原案可決)

令和3年3月15日

川崎市議会議長  
山崎直史様

健康福祉委員長  
原典之

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）（原案可決）
- 議案第 10 号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第 11 号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第 12 号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第 13 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第 14 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第 26 号 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの指定管理者の指定期間の変更について（原案可決）
- 議案第 56 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

- 議案第 57 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 58 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 59 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 60 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 61 号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 62 号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 63 号 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 64 号 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 65 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 66 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 67 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 68 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 69 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条

例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第70号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第71号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第72号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第73号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第74号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第75号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第76号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第77号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第78号 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための川崎市国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第79号 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の指定管理者の指定期間の変更について (原案可決)

令和3年3月15日

川崎市議会議長  
山崎直史様

まちづくり委員長  
市古次郎

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 5号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第15号 川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第16号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第20号 塩浜3丁目地区内土地造成工事請負契約の変更について  
（原案可決）

議案第27号 市道路線の認定及び廃止について  
（原案可決）

議案第53号 令和2年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算  
（原案可決）

令和3年3月15日

川崎市議会議長  
山崎直史様

環境委員長  
林敏夫

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 8号 川崎市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 9号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について (原案可決)

議案第52号 令和2年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算  
(原案可決)

議案第54号 令和2年度川崎市下水道事業会計補正予算  
(原案可決)

議案第55号 令和2年度川崎市自動車運送事業会計補正予算  
(原案可決)

令和3年3月11日

川崎市議会議長

山崎直史様

予算審査特別委員長

飯塚正良

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、令和3年3月2日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第29号 令和3年度川崎市一般会計予算
- 議案第30号 令和3年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第31号 令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第32号 令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第33号 令和3年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第34号 令和3年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第35号 令和3年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第36号 令和3年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第37号 令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第38号 令和3年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第39号 令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第40号 令和3年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第41号 令和3年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第42号 令和3年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第43号 令和3年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第44号 令和3年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第45号 令和3年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和3年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第47号 令和3年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第81号 令和3年度川崎市一般会計補正予算



令和3年3月15日

川崎市議会議長  
山崎直史様

総務委員長  
河野ゆかり

総務委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第22号 「預託法等の改正及び執行強化を求める意見書の採択」に関する請願  
（採択）

令和3年3月15日

川崎市議会議長  
山崎直史様

文教委員長  
木庭理香子

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第20号 子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願  
(不採択)

令和3年3月15日

川崎市議会議長  
山崎直史様

環境委員長  
林敏夫

環境委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第18号 多摩区宿河原・堰地域にバス路線の新設を求める請願  
(不採択)

# 発言通告書

令和3年3月15日

川崎市議会議長様

会派名 無所属

発言者氏名 月本 琢也

予定時間 7 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
「議案第80号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」の組替えを求める動議



# 発言通告書

令和3年3月15日

川崎市議会議長 様

会派名 日本共産党

発言者氏名 勝又光江

予定時間 12分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
「議案第29号 令和3年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議



# 発言通告書

令和3年3月15日

川崎市議会議長 様

会派名 日本共産党

発言者氏名 片柳 進

予定時間 4分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
「議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」
に対する修正案の提案説明



# 代表討論通告書

令和3年3月17日

川崎市議会議長様

会派名 日本共産党

討論者氏名 大庭裕子

時間 35分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第2号、議案第12号、議案第14号、議案第16号、
	議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第34号、
	議案第36号、議案第37号、議案第41号、議案第44号、
	議案第45号、議案第59号～議案第62号、
	議案第65号～議案第70号、議案第72号、議案第74号、
	議案第75号
賛 成 討 論	議案第1号、議案第26号、議案第48号、議案第71号、
	議案第73号、議案第79号、議案第80号、議案第81号
	請願第18号、請願第20号
報 告	
施政方針	





# 発言通告書

令和3年3月15日

川崎市議会議長様

会派名 日本共産党

発言者氏名 市古次郎

予定時間 4分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
議員提出議案第1号の提案説明
(川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について)





# 発言通告書

令和3年3月15日

川崎市議会議長様

会派名 日本共産党

発言者氏名 小堀祥子

予定時間 4分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
議員提出議案第2号の提案説明
(川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)



# 発 言 通 告 書

令和3年3月15日

川崎市議会議長様

会 派 名 日本共産党

発言者氏名 後藤真左美

予定時間 5分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第2号の提案説明
(生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書)



## 常任委員会委員名簿一覧表

令和3年4月1日

	委 員 名 (議席順)			
<b>総務委員会</b> [ 13人 ]	浦田大輔	山田瑛理	小堀祥子	林 敏夫
	斎藤伸志	後藤真左美	宗田裕之	木庭理香子
	浜田昌利	山崎直史	岩隈千尋	山田晴彦
	嶋崎嘉夫			
<b>文教委員会</b> [ 12人 ]	添田 勝	三宅隆介	各務雅彦	片柳 進
	矢沢孝雄	押本吉司	堀添 健	田村伸一郎
	かわの忠正	橋本 勝	大庭裕子	石田康博
<b>健康福祉委員会</b> [ 12人 ]	大西いづみ	上原正裕	月本琢也	田村京三
	春 孝明	末永 直	赤石博子	渡辺 学
	原 典之	織田勝久	花輪孝一	浅野文直
<b>まちづくり委員会</b> [ 12人 ] (欠員1人)	秋田 恵	松川正二郎	吉沢直美	市古次郎
	川島雅裕	河野ゆかり	本間賢次郎	露木明美
	松原成文	石川建二	雨笠裕治	
<b>環境委員会</b> [ 11人 ]	重富達也	平山浩二	吉沢章子	鈴木朋子
	野田雅之	青木功雄	勝又光江	井口真美
	飯塚正良	沼沢和明	大島 明	

議 会 運 営 委 員 会 委 員 名 簿

令和3年3月19日

委員名(議席順)	会 派 名
本間賢次郎 矢沢孝雄 原典之 ○青木功雄	自 民 党
田村伸一郎 ○浜田昌利 ○かわの忠正	公 明 党
○露木明美 ○堀添健 ○岩隈千尋	み ら い
片柳進 ○宗田裕之 ○大庭裕子	共 産 党

○は引き続き在任

大都市税財政制度調査特別委員会委員名簿

令和3年3月19日

委員名(議席順)	会 派 名
山 田 瑛 理 上 原 正 裕 吉 沢 直 美 原 典 之	自 民 党
浦 田 大 輔 平 山 浩 二 田 村 伸 一 郎	公 明 党
田 村 京 三 木 庭 理 香 子 露 木 明 美	み ら い
○ 小 堀 祥 子 ○ 後 藤 真 左 美 ○ 渡 辺 学	共 産 党

○は引き続き在任

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和3年3月19日

<p>《 総 務 委 員 会 》</p> <p>総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部及びその他の行政について</p>
<p>《 文 教 委 員 会 》</p> <p>請願第2号</p> <p>市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について</p>
<p>《 健 康 福 祉 委 員 会 》</p> <p>請願第19号</p> <p>陳情第7号、12号、33号、40号、42号</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 ま ち づ く り 委 員 会 》</p> <p>請願第3号、6号、11号、12号</p> <p>陳情第5号、41号、47号、62号、66号、68号</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環 境 委 員 会 》</p> <p>請願第11号</p> <p>陳情第14号、15号、34号、57号</p> <p>環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議 会 運 営 委 員 会 》</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>議長の諮問に関する事項</p>